「人身売買排除」方針に見る近代公娼制度の様相

真 杉 侑 里

はじめに

近代公娼制度は1872 (明治5)年太政官達295号 (所謂「娼妓解放令」)を画期として前近代のそれとは隔絶する形で再構成された売春統制政策であり、娼妓が届出を行う事によって稼業許可を与え、一定の制限区域(貸座敷指定地)でのみ営業を認めるものであった。年を経るにしたがい規則の変化や改正、或いは第二次大戦の敗戦後には「特殊飲食店街(赤線)」と変化するものの1956年の「売春防止法」成立により完全廃止になるまでの長きにわたり存在した制度である。

現在に至るまで、この近代公娼制度に関する研究は様々な面から行われており、その過程で「近代」公娼制度が前近代と異なるものであるとする見解が提示されてはいるが、個々の研究者により幾らかの相違が見られ、未だに統一的見解を見出すには至っていない」。その一方で公娼制度廃止の立場をとり活動してきた廃娼団体に対する研究では、近年新たな視点から評価の見直しが行われ、或いは研究が地方での公娼制度実施過程に及ぶことによって徐々に「近代公娼制度」の全容が明らかになりつつある。しかし、その中にあって公娼制度が持つ「人身売買的側面」に言及する研究は少なく、その内実について更なる検討を加える必要がある様に思われる。この「人身売買的要素」については娼妓稼業契約の問題として法律学からの研究が相当数見られるが、これは民法90条「公序良俗」に関する研究の一部であり、娼妓稼業契約と芸妓稼業契約は区別されるものでは無く、公娼制度の立場からはこの両者は別個の存在であ

る点に留意する必要がある4)。

そもそも、近代公娼制度はその成立段階に於いて人身売買を禁止(「娼妓解放令」)し、以降もその方針は継続するものであり、再編された公娼制度にあっては並存すべきものといえる。その点で「人身売買的要素の排除」をどう見るのかは、近代公娼制度の成立時からの命題を検討することであり、その内実は如何なるものであったのかという点をも検討する必要がある。そこで、本稿では近代公娼制度に於ける人身売買的要素を検討し、その内実がどの様なものであったかを再考したい。またその過程に於いては、制度の一翼を担った稼業現場(貸座敷業者側)の意識にも言及すべく下級審を含む裁判史料を用い、制度の理念と稼業現場の実際面の双方から検討を加えるものとする。

第1章 近代公娼制度を巡る法規

さて、近代公娼制度が1872年太政官達295号(「娼妓解放令」)を画期として再編成されたものである事は先にも述べた通りであり、公娼制度は以降東京府を皮切りに順次実施され、その過程において娼妓による売春行為は国家統制の下に組み込まれてゆく。こうして「近代公娼制度の体制が整ってゆく」という事は取りも直さずそれが法規による規制を受け、これを基に制度が運用されてゆくという過程を表すものでもあった。その点で近代公娼制度の意識を紐解く上で制度に関る法規は重要な構成要素であると言える。

近代公娼制度に関する法規は、1873年東京府令第145号(「貸座敷渡世・娼妓・芸妓規則」)に代表される地方規則、それを統括する立場にある1900年内務省令第44号(「娼妓取締規則」)そしてそれまでの娼妓規則の衛生面を特化したかたちの法規である1927年「花柳病予防法」がその代表例であり、おおむねこれらによって運営されていた5)。これら法規は近代公娼制度の運用理念であり、売春を統制=娼妓を管理するという点に眼目があった。そこでまず最初にこの点を概観しておきたい。

東京府に於ける「娼妓規則」と内務省令である「娼妓取締規則」とは、制定 母体も発布年度も異なるものであるが、娼妓取締規則以降もその細部について は「本令ノ外必要ナル事項ハ庁府県令ヲ以テ之ヲ定ム」6)ことになっており、 両者(地方規則と娼妓取締規則)は共存するものであって、その条項にも共通 点を見ることが出来る。その中でまず注目すべきは娼妓規則第1条に於いて 「娼妓渡世本人真意ヨリ出願之者ハ実情取糺シ候上差許シ鑑札可相渡」?) との記 載が為されている点である。これは「娼妓本人の意思による届出」に対して就 業許可を与えるという規定であり、娼妓取締規則に於いても「娼妓名簿ノ登録 ハ娼妓タラントスル者自ラ警察官署二出頭シ(中略)書面ヲ以テ申請スヘシ ⁽⁸⁾ とした第3条に明記されている。この条文は、娼妓就業に際してそれが当人の 意思による事を明示する事によって娼妓解放令の禁止する人身売買的要素を排 斥する為のものであると理解できる。更に娼妓取締規則に於いては「娼妓名簿 削除申請ニ関シテハ何人ト雖妨害ヲ為スコトヲ得ス」9)との条文が定められて おり、廃業手続きについては「娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスへ シ 🕮 と口頭という簡素な手段を含める事によって廃業の自由を確保、「就業 の自由意志 | の強化が図られている。

しかしながら、当人の自由意志が確認された場合であってもすべての人に娼妓稼業許可が与えられるものでは無かった。娼妓就業の条件として「個人の自由意志」以前に「十五歳以下之者へハ免許不相成候事(娼妓規則第1条)」¹¹⁾、或いは「十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス(娼妓取締規則第1条)」¹²⁾という年齢制限が設けられており、これを満たさない場合には就業は適わない。また、就業後であっても「毎度両度ツ、医員之検査ヲ受ケ其差図ニ従フへシ病ヲ隠シテ客ノ招ニ応シ候儀決テ不相成候事(娼妓規則第6条)」¹³⁾と毎月の診療が義務付けられており、この規定は娼妓取締規則に於いても「娼妓ハ庁府県令ノ規定ニ従ヒ健康診断ヲ受クヘシ(第9条)」¹⁴⁾、「警察官署ノ指定シタル医師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ堪へサル者又ハ伝染性疾患アル者ト判断シタル娼妓ハ治癒ノ上健康診断ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス(第10

条)」15)という条項に引き継がれている。

以上に挙げた他にも居住制限や罰則事項などの条文を見る事が出来るのであるが、娼妓自体に関する規定は概ね次の3点に集約することが出来る。

- 1、娼妓就業は当人の意思によるものであり、登録が義務付けられる
- 2、一定年齢以下については就業を認めない(「娼妓規則(東京府)」では十 五歳以下、「娼妓取締規則(内務省)」では18歳未満の就業を禁止)
- 3、医療検診が義務付けられ、疾患が認められる場合は娼妓稼業の停止する 事

以上の3点を中心とする「公娼」の枠組みは、年齢制限という明確な基準を満たした上で登録・公許を得る事によって形成されており、勿論その外には「私娼」という非合法の娼妓も存在したが、これは「処罰の対象」となり、場合によっては「公娼の中に編入される事」により公娼制度の輪郭を強調する事となった。その上で娼妓となるには「個人の自由意志」が認められることが必要とされ、第三者の強制による就業=娼妓解放令で禁止された「人身売買」の形態、が近代公娼制度に介入することを防ぐ方策が試みられていた。また、これらの基準を満たし公許された娼妓であっても、登録された後も持続的に稼業を行う為には定期的な医療検診を受けねばならず、疾患が認められれば稼業を中止せねばならなかった。

つまり、近代公娼制度に於いて娼妓は年齢制限の基準を満たした上で娼妓登録されることにより公娼制度内に組み込まれ管理―管理の中には衛生対策としての検診も含まれる―されるという構造を持っていた。そして、前近代のそれとを区切る「娼妓解放令」で示された人身売買の禁止を全うするため、就業時には「個人の自由意志」である事が条件に加えられ、1900年娼妓取締規則に於いては廃業の自由までもが明文化されているのである。この人身売買の禁止に関しての規範は1898年娼妓解放令が廃止になって以降は民法90条「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」¹⁶⁾ がこれを引き継ぐ形となる。この民法90条は公序良俗に反する行為を無効とするもので、娼

妓解放令のように人身売買禁止に特化したものではないが、公序良俗に反する 行為の範囲に芸娼妓に対する不当な拘束も含まれていた¹⁷⁾。又、1900年以降に は衛生対策の観点から花柳病予防法(1927年)が設けられ、衛生対策以外に関 しても年次毎に少々の変化を見ることが出来るのであるが、この公娼をめぐる 構造―近代公娼制度の内部構造―には大きな変化は無い¹⁸⁾。そして、これらの 構造は東京府娼妓規則にも見る事が出来るものであり、近代公娼制度の極初期 の段階で既に意図された方針といっても差し支えの無いものであると言えるの ではないだろうか。

第2章 1931年国際連盟調査に見る「非人身売買」主張

さて、前章に於いて娼妓に関する規定を検討することにより、公娼をめぐる 枠組み = 近代公娼制度の法律上の構造を検討してきたのであるが、この点に着 目した時、やや不明瞭である点が浮かび上がってくる。法律上規制された項目 の中で「年齢制限」や「定期的な検診」といった基準が明確なものに関しては、 その合否判断を下すことは難しくないであろう。しかしその一方で「個人の自 由意志であるか | と言う項目に関しては、対象が「意思 | という形を持たない ものであり、娼妓規則・娼妓取締規則で保護されているとはいえ就業廃業時に どの程度自由が実現されていたのかという点は明らかでなく、検討の必要があ る。そもそも娼妓解放令後に再構築されたものである近代公娼制度に於いては、 娼妓解放令で指摘された「年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住為致其実売買同 様ノ所業ニ至 [19] るという事態を防ぐ事が必定であり、個人の「自由意思」の 範囲を解き明かす事は重要な課題であると言える。そこでまずは近代公娼制度 で保証されていた個人の「自由意志」がどの様に確保されていたのか(人身売 買的要素がどの様に排斥されていたのか)を明らかにしたい。近代公娼制度に 於ける「人身売買の排斥」に関しては1931年の国際連盟調査に対する回答に日 本政府の意識がよく現われており、これを史料とする。

1、国際連盟調査に至る経緯とその目的

1931年、国際連盟調査団が「東洋に於ける婦人児童売買の実情調査」(以下 「国連調査」と表記) の為に来日するのであるが、ここに至る前段階として数度 の国際条約の締結が行われている。1910年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売 買禁止ニ関スル国際条約』(以降「1910年国際条約」と表記)がドイツ他12国の 間で締結される20)。これは、醜業 (売春行為) の為の婦女売買禁止を効力あら しめるため結ばれたものであり、第1条では「何人タルヲ問ハス他人ノ情欲ヲ 満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル 者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル国 ニ亙テ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ [21]、第2条では「何人タルヲ問 ハス他人ノ情欲ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、 権力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタ ル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル国ニ亙テ遂行セラレタルトキト 雖罰セラルヘシ [²²⁾ 事が定められる。これらの条項によって未成年・成年の婦 女を強いて「醜業」に就かせる事を禁止し、殊に未成年に関しては同意があっ た場合についてもその行為を違法と定め、それが国外にわたる場合も処罰の対 象となる事が明記されている。又、国内に於いてこれを遵守し得る十分な法規 が存在しない場合については「右犯罪(1条・2条)ヲ其ノ軽重ニ従ヒ処罰ス ル為必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機関ニ提案スヘキコトヲ約 ス |23) との条項も設けられており、国家間だけでなく国内での状況も勘案する ものであった。

1921年になると「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買」禁止のより一層の実行を目指して国際連盟第2回議会の席上で「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」の締結が決定される。これは、「1910年国際条約」を下敷きとしたもので、内容もこれを引き継ぐ形をとるも、締結加盟国は大幅に増え30ヶ国弱がこれに署名した²⁴⁾。1910年の段階では不参加であった日本も1921年の条約から名を連ねる事となるのであるが、娼妓取締規則の年齢制限が18歳未満であったため

「未成年= 醜業に就かせる事自体の禁止年齢」が満21歳未満と改められた部分 については保留し、1925年に批准している。

この様な売春に関する人身売買禁止の国際的な高まりを背景として、1923年 国際連盟婦女売買諮問委員会第2回会合では国際的婦女売買に対する調査が提 案された。調査は南アメリカから始まり、中央・北アメリカ、地中海沿岸地域、 バルト海及び北海に面する諸国へと漸次拡大され最終的には28ヶ国・112都市 がその対象となった。この調査では娼妓等売春関係者をはじめとする6500名と の会見が行われ、この調査が好成績を挙げた事により1928年9月第9回連盟総 会では調査の東洋への拡大が承諾された²⁵⁾。

1931年に東洋に於ける婦人児童売買の実情調査が現実のものとなると、日本もその対象地として調査員が派遣された。この調査の目的を国際連盟調査団は

- (1) 東洋に於いて婦女の国際的取引が行はる、主要通路の目標
- (2) 物理的位置又はその他の状況により売買業者が特に使用せる最も重要な都市、港及び地方
- (3) 国内法制及び国際的義務に対する特別の注意を以て婦女の売買を禁遏せる各国の特殊事情及び必要なる諸点²⁶⁾

を研究するものであると設定しており、基本的には国際的な婦女の人身売買を射程とするものであった。しかし「国内の事情が国際的婦女買売を促がすが如き状態であれば、調査員はその国の当局者の許可を得て調査を国内的の範囲に進めること」²⁷⁾も可能であり、必要に応じては調査範囲の拡大が図られ国内状況もその対象とする事が出来た。

2、政府回答に見る「非人身売買」主張の構造

東洋に於ける婦人児童買売の実情調査団は1931年6月8日-7月12日の約1ヶ月間にわたり日本に滞在し調査を行ったのであるが、本節ではこの調査に対する政府主張を検討し、近代公娼制度に於ける人身売買禁止の方策は如何なものであったかという点を明らかにしたい。

政府の出した回答で比較的纏まった形をとる内務省警保局「公娼に関する調 香 に於ては「人身買買売は明治五年以来法の禁ずるところで、今日の娼妓は 独立の稼業を営むものである。娼妓となるには、自ら警察官署に出頭して名簿 登録の申請をしなければならない、代人を以て之を為すことを絶対に許さない。 (娼妓取締規則第三条) これは、悪辣なる紹介業者に因り或は子女を苦界に沈 めてまでも安逸を貪らんとする涙なき親達に因り、本意を枉げて娼妓となるが 如きことなからしむる為、本人の意思を尊重するの趣旨に外ならない。|28)と 近代公娼制度が人身売買を牽制している事を説明している。ここでの主張は、 明治5年(=娼妓解放令)を区切りとして人身売買は排除されており、その上 で娼妓が仲介業者や親によって売られるという事態を防ぐ為に、就業に際して は本人の意思の確認を行う(=自ら出頭する)という措置が取られている事を 「根拠」になされたものと推察できる。また、娼妓登録に際しての警察官署の 対応を「娼妓名簿処分に関する警察官署の態度は極めて消極的である。真に已 むに止まれない事情があつて、娼妓となるの外他に途のないもののみ登録して 居る実情である。」29) と記し、個人の自由意志であっても娼妓登録に関しては 慎重な措置を取っている点を強調している。

こうして娼妓就業が「個人の自由意志」であると釘を刺し、個人の自由意志 であるが故に廃業に関しても娼妓の意思が介在し得る点についても言及されて いる。

娼妓となるには貸座敷業者に対し前借金を為すを普通とする。(中略)然し 此の前借金即ち金銭の消費貸借と娼妓稼業とは別個の問題であって、債権を 確保するが為に人の自由を拘束するが如き契約を為したならば、民法九十条 により公序良俗に反するものとして無効となるべく、娼妓取締規則に於ても 亦第六条で娼妓名簿の削除申請については何人と雖之を妨害することを禁止 して居る³⁰⁾。

このように、前借金と娼妓稼業が別個の問題である事、債権回収の為に娼妓 稼業を強いる事態を違法とする事によって廃業時にも個人の自由意志は貫かれ 得るものと主張するのである。これら自由廃業については「前借金未済にして 娼妓稼業を廃めやうとすれば、債権者たる抱主は直接間接に、之を妨げやうと して陋劣なる手段を弄する者がいないでもない」³¹⁾ と違反者の存在も認識して いるが「債務の弁済を終らざるの故を以て、楼主が娼妓稼業の廃止を妨げるこ とのないやうに努めて居る。従つて其の弊害は余程少なくなつて来た。」³²⁾ と 現行法規の徹底により自由意志の尊重は可能であるという旨を包わせている。

付属的な対策としては、娼妓と貸座敷業者の間を取り持つ紹介業者について、一般の紹介業者と分離し許可制にする事によって不適当な人物が紹介業に就く事がないような配慮が行われていた³³⁾。もちろん、この紹介業者対策も人身売買排斥の一手段なのではあるが、飽く迄これは二次的な措置であり、人身売買の排斥に関してはまず「娼妓稼業―自由意志」の関係に焦点を絞る必要があると思われる。国連調査団に提出された政府回答の中で「娼妓稼業―自由意志」に言及する主張は次の様なものである。

- ・娼妓就業は個人の自由意志によるものである
- ・前借金(消費貸借)と娼妓稼業の間には何等関連は無い
- ・前借金の有無に関わらず個人の自由意志で廃業を為す事(自由廃業)が出来る
- ・債権確保の為、娼妓稼業に拘束することは違法(娼妓取締規則・民法90条)

ここには、娼妓稼業と前借金の関係を別個の問題であるがゆえに、前借金未済であっても自由廃業という出口が確保され、就・廃業時に娼妓の自由意志が法的には一応保障されている旨が述べられている。また、債権確保の為に娼妓を稼業に拘束する事態が発生した場合にはそれを罰する法規を設けており、この種の違法行為は減少傾向にあるという補足を加え、以上の主張を以って日本政府は「自由意思の発揮の実現=人身売買的要素の否定」としたのである。

しかしながら、この主張の要である「前借金と娼妓稼業の分離」は、前借金 を前提とした貸座敷業者―娼妓間の関係を揺るがし得るものであり、どの程度 実行可能であったか疑問が残る。この点に関しては国連調査団からも「若し公序に反するの故を以て斯る(前借金完済の為娼妓稼業を強いる)契約が無効と宣告されますと、外国乃至国内の妓楼経営者は前借金を貸せると云ふ事は為なくなるでせう。そうなれば此の種の商売に対する致命傷です。」³⁴⁾ との指摘もなされており、政府は苦しい説明を余儀なくされている³⁵⁾。

3、国際連盟調査に於ける政府主張

日本政府は、個人の自由意志を軸として就業・廃業時にそれが発揮される事、或いは自由意志の発揮が阻害される場合にあってはそれを処罰対象と認定する事により「他者の拘束を受けることが無い=人身売買ではない」と近代公娼制度の人身売買的側面を否定してきた。これに対し国連調査団は1932年実地調査報告書に「此の法令(娼妓取締規則第6条)の精神並に目的は常に必ずしも遵守せられざるもの、如く、警察当局が警察署に雇主を出頭せしめ、之と廃業希望者本人又は其の父母親族と協議せしめ、又は本人を壓迫する等の事実は、屡、本人をして其の年期満了又は雇主に対する債務完済に至るまで貸座敷に止まらしむるの結果を来す懼れあり」36)と日本政府の主張を疑問視する見解を寄せており、前借金と娼妓稼業に関連性を見出している。この国連調査団の見解を鑑みるに、「前借金一娼妓稼業」を不可分と認識するのであれば必然的に廃業時の自由意志の発揮は困難なものであり、「非人身売買」主張についてかなり懐疑的である様子が窺われる。

1932年の報告書に対して日本政府は、意見書を提出し娼妓取締規則の「有効性」と自由廃業の「実行性」を主張し、人身売買的要素の否定を繰り返している。だがそれが受け入れられる事は無く、1933年「国際連盟東洋婦人児童買売調査委員会報告書」に於ても矢張り自由廃業の実行性は疑問視されている³⁷⁾。無論、前借金が娼妓稼業に対する拘束力を何ら持ち得ないものであるとすれば、それは公娼制度の土台に位置する貸座敷業者に打撃を与える事となり、制度自体の存続が危ぶまれる。その点で、国連調査団の指摘は至極真っ当なものであ

るのだが、1933年報告書で「公認妓楼が国際斡旋業者の最も確実な市場を形成してゐるから、その禁壓はこの悪弊を根源より廃除することを可能たらしめるであらうと考へてゐる」³⁸⁾と表明されているところから、国連調査団の認識は日本政府の公娼制度に対する認識に比べ幾分厳しいものであろう点には留意せねばならない。

第3章 「非人身売買」主張の法的運用面―大審院判例に見るその実行 性―

前章に於いては1931年国連調査に対する政府回答を検討し、そこから政府は如何に娼妓の自由意志の確保を行っていたのかを考察したのであるが、一方で国連調査団は政府主張に破綻を見、人身売買に類する事態は間々存在するものであるとの判断を下している。この国連調査団の報告が事実を反映しているのであれば、政府主張はそもそも実行性の低いものであると評価されるのであるが、政府主張の裏には娼妓取締規則や娼妓解放令の条項といった法規整備の跡が見てとれる点にも考慮せねばならない。これらを鑑みるに、国連調査団の報告書が真実であったとしても尚「日本政府の行った法規整備は全く意味を無さないものであったのか」について検討する必要が認められるのである。そこで、本章では政府の述べる「非人身売買」主張が、どの程度実行性伴うものであったのか法律面からの分析を行い、政府主張の実行性の程度を明らかにしたい。そして、政府主張=自由意志の発揮の実行性を検討するにあたっては廃業時に焦点を絞り、史料としては明治憲法下最高の司法裁判所たる大審院の判例、特に以下の6件を用いた39)。

- 1、明治29年第6号(明治29年3月11日 娼妓廃業届調印請求ノ件)
- 2、明治32年(オ)第77号(明治33年2月23日 娼妓廃業届書調印請求ノ件)
- 3、明治34年(対)第398号 (明治35年2月6日 貸金請求ノ件)
- 4、大正4年(オ)第148号(大正4年10月11日)
- 5、昭和2年(以第1505号(昭和3年2月6日 業務妨害被告事件)

6、昭和2年(オ)第1042号(昭和3年5月12日 貸金請求事件) 又、以降「判例(数字)|と表記した場合はこの番号に従うものとする。

史料とした裁判が取り扱う事案はそれぞれ微妙に異なってはいるが、概ね娼 妓廃業に関する事件を扱うものであり、件名に現われる「貸金請求」は前借金 の弁済を指すものである。判例5については、娼妓の逃亡を幇助した事に対す る業務妨害罪を問うもので、廃業とは少々異なるが債務完済以前に稼業を離れ るという点で此処に並べた。

これらの判例は判決時期の異なるものであるが、「娼妓の身体拘束」という点に於いては一定の傾向が見られる⁴⁰⁾。比較的明快なものとしては判例2などに見られる「身体ヲ拘束スル契約ニ至テハ法律上契約ノ目的ト為シ得ヘキモノニ非ラサルハ勿論明治五年第二百九十五号布告ノ精神ニ依ルモ之ヲ許スヘカラサルモノタルコト」⁴¹⁾として「身体を拘束する契約」を無効とするものである。この判断は判例1「娼妓芸妓ニ関シテ斯ノ如キ(他者へ身体の自由を譲渡する)行為ハ明治五年十月二日第二百九十五号布告ノ通リ特別法ノ禁スル所ナルカ故ニ其契約ハ全然無効」⁴²⁾、判例6では「契約ノ期間娼妓稼業ヲ継続スルコトヲ自ラ強要スル結果ト為リ著シク個人ノ自由ヲ拘束シ公序良俗ニ反スル無効ノモノ」⁴³⁾との部分にも見られるもので、近代公娼制度の初期段階に於いては明治5年第295号布告(娼妓解放令)が、1898年同法が廃止になって以降は民法90条「公序良俗に反する行為の無効」が身体の自由拘束禁止の根拠となっている。

しかし、この身体を拘束する契約と消費貸借契約(前借金)とは判例2に於いて「貸座敷ヲ以テ営業トナス者ト娼妓ヲ以テ稼業ト為スモノ、間ニ於ケル金銭貸借上ノ契約ニ関シ娼妓ヲ稼業ト為スモノカ身体ノ自由ヲ譲与スル意思即チ身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約トハ各自独立スル契約と見做シ」44、両者は別個の問題であると述べられる。これに関しての明言は無いが判例5に於いても「契約問題ト稼業問題ヲ混同シ現在猶人身売買ノ如キ酷法ノ存スルカ如キ理

論導カシムル原判決ハ理由不備且偽律錯誤ノ違法アリ」⁴⁵⁾ と原審の判決を批判している点からも同種の判断を見る事が出来る。

こうして稼業契約と身体拘束を目的とする違法な契約が分離された上で、合法である契約に関しても言及される。判例4に於いては「娼妓営業の収入を以て債務の弁済に充つることの適法なる(中略)一方が娼妓稼業を為し其収益を以て債務弁済の手段とし一方が之を計算の対価として一定の金員を貸与することは法令の認許する範囲内の行動にして公序良俗に反するものにあらず」⁴⁶⁾と娼妓稼業収益を弁済手段とする事は合法であると認められる。これと同じ判断は判例3、5でも見られる⁴⁷⁾。但し娼妓稼業収益を債務弁済に充てる契約であっても「仮に債務弁済の方法を定むる趣旨なりとするも尚ほ人身の自由拘束を目的とする契約なるが故に無効」⁴⁸⁾と判例4で判断されており、合法の契約であっても人身を拘束する事実がある場合には法に抵触するものとされている。

以上から娼妓廃業時に見られる大審院の判断は次の4点に集約できる。

- 1、身体の拘束を目的とする契約は無効(判例1、2、5、6)
- 2、消費貸借契約と身体を拘束する契約は別個のもの(判例2、5)
- 3、娼妓稼業の収益を債務弁済に充てる事は有効(判例3、4、5)
- 4、債務弁済方法であっても身体を拘束する契約は無効(判例4、6)

1872 (明治5) 年以来、人身売買禁止の観点から娼妓稼業に従事する事を不当に強要する契約は当然無効のものであるという判断が為される一方、消費貸借契約に関しては独特な判断が為されている。消費貸借契約についてはその契約が即時違法行為と認定される訳では無く、娼妓稼業が公認のものである以上はその収益を債務弁済に充てる事も又有効なものとなされている。その点で消費貸借契約と身体を拘束する違法契約は別個の問題とされているのであるが、実際には両者の重複する事例も確認され(判例4、6)、その場合には契約は無効であると判断される。

これら大審院の判例は娼妓稼業が公認されたものである点を根拠として、それを弁済方法とする事を有効としつつも、もし消費貸借が「債務弁済方法」の

枠を超え「娼妓に対する一方的な強制力=身体拘束」に至った場合は、人身売 買禁止の観点から無効の判断を下すものであった。つまりと消費貸借契約が身 体を拘束する契約と別個のものである為には、消費貸借が娼妓稼業に対し強制 力を有す事無く対等であることが求められ、その条件を全うする場合のみ違法 とはなされなかった。

こうした「消費貸借契約」と「身体を拘束する契約」を別個のものとする大審院の判断は、消費貸借契約のみでは違法ではない事を前提としたものである。無論、消費貸借契約であっても稼業に関する強制力を持った場合にはこれも又違法なものとなるのであって、健全な消費貸借契約の形とは「消費貸借が娼妓稼業に強制力を持たない情況」を指した。そしてこの大審院の提示する消費貸借契約の形は「金銭の消費貸借と娼妓稼業とは別個の問題であって、債権を確保するが為に人の自由を拘束するが如き契約を為したならば(中略)当然無効」49)とした政府主張と非常に近似したものであり、ここに政府と大審院の一致点を見る事が出来る。即ち、1931年国連調査に於いてその実行性の希薄さが指摘されるかたちとなった「非人身売買」主張は大審院によって国内で法的に運用され得るべきものであると判断されるのである⁵⁰⁾。

第4章 稼業現場に於ける「非人身売買」の検討

さて、前章においては政府主張が法規運用の場に於いて実際に行われ得る一 実行性のある一ものであるかを検討してきた。その結果、大審院の娼妓廃業に 関する判断は政府主張を踏襲するかたちであり、ここに政府主張の一定の実行 性を見る事が出来るのであるが、一方でその範囲が何処まで及ぶものであるか という点は未だに不鮮明である。そこで、2章3章で扱ってきた政府・大審院 といった上部の意向と対比させるべく、本章では対象を稼業現場に移しその実 行性を検討したい。また、手がかりとしては「自由意志の表れである自由廃 業」に関して故障ありとする訴訟を用い、本稿で度々問題に挙がっている「娼 妓契約」を抽出、貸座敷業者と娼妓の言い分を対比させたい。

1、娼妓稼業契約と廃業手続

訴訟一取り分け自由廃業に関するものを扱うにあたり、まずは「娼妓稼業契約」と「娼妓廃業手続きの変遷」について少々触れたい。そもそも「娼妓稼業契約」とは娼妓(若しくはその父母等親権者)と雇主(多くの場合貸座敷業者)との間で取り結ばれる契約の事を指し、内務省報告書にあった通り「前借金を為すを普通とする」⁵¹⁾ものであった。つまり、娼妓は前借金(消費貸借)をした上で雇主と契約を結び、雇主の貸座敷にて娼妓稼業を行う訳であり、その収入を以って漸次債務を弁済していくのが娼妓稼業のあり方と言える。

娼妓稼業契約とは以上の様な手順を取るものであったが、一口に収入を以っ て債務弁済に充てると言ってもそれには幾つかの方法があり、内務省警保局は 調査を基に弁済方法の違いによって娼妓稼業契約を5つに分類している52)。ま ず挙げられるものは「娼妓となるとき、当事者間に稼業期間を定めて置いて、 其の稼業期間が満了することによつて債権債務は消滅する [53] とする「年期 制 | の契約で、これは「夙に一般的に行はれた制度 |54) であると説明されてい る。次いで挙げられる「月給制」は「娼妓の質に応じて毎月の給金を定める。 而して、此の給金を以て前借金を所謂済崩しに弁済してゆく給金は不変のもの であって(中略)抱入れられたときに於て、債務弁済に因る稼業停止の時機は 予定し得る [55] ものであり、結果的に年期制と同じ形になる契約である。これ らに比べ随分合理的な形態である「歩合制」は「揚代金を抱主と娼妓とが一定 の割合によつて取得(中略)娼妓はこの分配金を抱主に提供して、漸次抱主に 対する前借金を弁済してゆかふ |56) とするもので歩合が極端に不公平なもので 無ければ、かなり公正な契約となる。更に柔軟な「年期歩合折衷制」であると 「稼業期間を定めて置くと同時に、抱主と娼妓との間に揚代金分配の割合を定 めて置いて、娼妓の揚代金取得分が前借金額に達したならば、縦令稼業期間は 満了しなくとも随意に稼業を廃めてよい。また稼業期間満了までに揚代金取得 分が前借金額に達しなくとも、其の期間が満了することによつて当然に債務は 弁済したことに見做され、稼業を廃し得る」⁵⁷⁾ 契約が結ばれた。5つめの「自 賄制」は「娼妓は抱主の家に寄寓し、毎月食費、諸道具衣類の損料、座敷料と を抱主に支払ひ、揚代金は娼妓自ら其の金額を取得する。而して此の揚代金を 以つて、漸次前借金を払つてゆく」⁵⁸⁾ ものである。

これら5つの分類の基準となる前借金弁済方法の条項の違いによって、中途 廃業時の補填方法など付随する契約条項にも幾らかの変化を見る事が出来るの であるが、契約内容は概ね以上の5つの何れかに割り振られ、調査によれば 「月給制と自賄制は極めて稀であつて、歩合制、年期制、年期歩合折衷制が大部 分を占めて」⁵⁹⁾ いたようである。もちろん、これら何れの契約形態であっても 娼妓は廃業する自由を有しており、これは政府によって保証されていた(娼妓 解放令・民法90条)。

廃業時の手続きは、警察官署に廃業の旨申し出る事が必要となるのであるが、これは1900年娼妓取締規則に「娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハロ頭ヲ以テスへシ」⁶⁰⁾ と定められた事を契機として、廃業申請を口頭で行う事が許可された。この変更に関しては娼妓取締規則施行に伴い出された訓令(明治33年訓第940号)に於いても「娼妓名簿削除申請ハロ頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ許シ必スシモ書面ヲ要セサルヲ以テ廃業届ニ楼主又ハ取締ノ連署ヲ為サシムルカ如キ従来ノ規定ハ当然廃止セラレタルモノトス」⁶¹⁾ との方針が示されており、口頭での廃業申請が導入された事により従来必要とされた楼主等の連署捺印が不要となった⁶²⁾。

2、自由廃業に関する故障事例

以上の娼妓稼業契約及び廃業手続きを参考にしつつ、ここからは裁判史料を 用い稼業現場での「非人身売買」に対する意識を検討していきたい。また事例 については、廃業手続きの変化に注意し、娼妓取締規則以前・以降を一例ずつ 取り上げてある。 ①事例1-1890年 名古屋始審裁判所 第00047号「娼妓廃業届書面ニ捺印 方請求ノ訴訟」(原告ー娼妓 [甲] 被告一席貸茶屋業者 [乙])

本件は原告である娼妓方が娼妓廃業を望み、その廃業届書面に被告席貸茶屋業者の捺印を求めるものであり、廃業を認めるか否かについての訴訟である。しかし本件に至る以前には両者の間で勧解・示談の措置が取られており、まずは本件の経緯と娼妓稼業契約の内容について少々触れておきたい。そもそも両者の間に結ばれた娼妓稼業契約は「明治十八年二月被告 [乙] 方へ寄留シ明治十八年八月ヨリ金三百八十円ヲ借用シ娼妓鑑札ヲ受ケ」⁽⁶³⁾るもので、数年の稼業後に娼妓は「病体ニテ数客ノ招キニ応スル能ハズ」⁽⁶⁴⁾という事を理由として廃業を願い出たのである⁽⁶⁵⁾。だが娼妓方と雇主の意向は一致せず、1889(明治22)年11月名古屋治安裁判所へ勧解を出願、官吏による勧解を受けた。

翌年1月8日になると [乙] は仲裁人を立て、示談をする旨を理由に双方は勧解願下を行った。この動きは「被控訴人(娼妓・甲)請求ノ如ク示談ニ及フへキ旨ニテ該勧解ノ願下ヲ為」⁶⁶⁾ すものであり、席貸茶屋業者が娼妓方の要求を受け入れる形のものであった。しかし勧解願下直後に席貸茶屋業者は旅行に出、示談内容の実行はされず娼妓方は留守引受人 [丙] を相手に再度勧解の出願に至り、後に旅行中である筈の [乙] が在宅であった為勧解被願人を彼に改めている。この後答弁を行う事を拒否する [乙] と娼妓方との法廷での争いは続き、1890年4月30日には名古屋始審裁判所で、同年7月10日には名古屋控訴院での判決が出されているが、判決は何れも [乙] に答弁を行うよう論す内容となっていた。

以上の経緯を経て事例1の裁判に至るのであるが、ここにきて訴訟の焦点は 漸く「娼妓の廃業を認めるか否か」に絞られるのである。そこで以上の経緯等 を踏まえつつ娼妓・席貸業者の主張を検討したいと思う。本件廃業に関して娼 妓方の主張は「被告人ハ示談ノ如ク履行セサルヲ以テ再ヒ勧解ヲ経由シテ本訴 ニ及ヒタル次第ニテ被告人提出ニ係ル計算書合金壱千三百七十七円七十一銭七 厘ハ [甲] ニ於テ娼妓廃業ノ上芸妓ヲ営ミ其収益ヲ以テ償却」⁶⁷⁾ するというものであり、借用金の残分については芸妓稼業にて支払いを行う事を約し、 娼妓稼業を廃する事を求めるものであった。

これに対し被告人たる席貸茶屋業者は「原告 [甲] ハ不法ニモ娼妓廃業セント欲セハ被告人方ノ負債ヲ償却シ而シテ廃業ヲナス可キハ当然ナリ」⁶⁸⁾ との主張を掲げており、娼妓方の主張と根本から対立している。特にその根拠として「本件ハ乙第二号証第三条ノ約旨ニ背反シタルモノニシテ同証第一条ノ明文ニ依ルモ原告人ハ負債ヲ償却セサル限リハ廃業セストノ任意契約ヲナシ(中略)此契約ヲ解除スルノ理由無キ」⁶⁹⁾ と娼妓稼業契約(乙第二号証)の約定を挙げている点は特筆すべき事項である。

以上、原被告両者の主張は娼妓廃業を為し得るかという点で対立しており、 被告人の言葉を借りるのであればそれは「廃業セント欲セハ被告人方ノ負債ヲ 償却シ而シテ廃業ヲナス可キ |⁷⁰⁾ ものであると言う。対する原告娼妓が廃業後 芸妓稼業によって負債の償却を行う旨を告げているところから、両者主張の焦 点は「債務弁済後でなければ廃業しえないか否か」という点に見る事が出来る。 この点について裁判所は「返済義務終ル迄娼妓出稼ノ約相整双方契約スル条々 (中略) 無効ノモノニアラザルモ負債ヲ償却セザル以上ハ娼妓廃業届書面ニ捺 印セズ即原告「 甲] ノ意思ニ反シ娼妓営業ノ実行ヲ望ミ(中略) 人身ヲ書 入トナスモノニテ(中略)被告人ノ抗弁ハ採用シ難キ (71) と判断を下しており、 被告人の主張は人身の拘束にあたる不当なものであると言わねばならない。被 告人が示談の履行を行わぬ内に他行し、その実自宅に滞在していた―意図的に 隠れていたと判断され得る―事態も言うなれば娼妓廃業を拒む強行措置である と取れなくもないが、被告側は明確な主張を持って娼妓の廃業を不服としてい た。つまり、債務完済に至るまで娼妓稼業を廃する事は許されず、被告は債務 未済分の存在を理由に娼妓稼業を継続する―娼妓稼業によって弁済を為す―事 を要求しているのである。

②事例 2 —1928年大審院 昭和 2 年(オ)第1042号「貸金請求事件 |

この事例もまた娼妓稼業期間内に廃業を意図するものであるのだが、前借金を巡る様相は随分特徴的であり、この詳細を検討したい。本件契約関係は「大正九年八月一日被告人をすみが原告と娼妓稼業契約を為す」「72)事に始まり、その契約は「七年六ヶ月の年期を定めて(中略)所謂前借金として本訴金三百五十円及三百円の金員を同人より借用すると同時に右の期間無事に稼業を終れば収入の多寡に拘らず前借金全部消滅すべき」「73)とするものである。万一中途廃業を為す場合については「前借金額を契約年限に割当たる金額に実際の稼業年月を乗じたる額より二割五分の手数料を控除したるものを本債務の弁済に充当する」「74)という罰則が定められていた。しかしながら、警察署長が法律上年期契約には許可を与えられないとの方針を述べた事から、両者の間で取り交わされた契約は、「契約書には玉代云々と記載しあるも其の実年期契約であるからと申し其の承諾を得」「75)るものであり、契約書と実際の契約内容が異なるという事態が発生していた「760。

この契約に対し娼妓方は原審(山形地方裁判所)に於いて「をすみは其の稼高を以て本契約の弁済を終り差引計算上却で被上告人より返還を受くべき分あり」⁷⁷⁾との主張を行っており、中途廃業時の罰則規定が適応される事を不服としていた。また、上告理由に於いて年期契約が契約書紙面に現われないものである点も指摘し、契約書を軽視する原審判決は不当であるとの主張も行っている。一方、貸座敷業者側の姿勢は、両者の間で取り結ばれた年期契約を尊重するもので、「原審は娼妓の終生を覊束するものに非ざる限り公序良俗に反せざるもの、如く説明すれども」⁷⁸⁾と原審批判が為されている事から原審判決は貸座敷業者側の意向を汲むものであったと推察される。

さて、本件年期契約は娼妓稼高が既に債務額を超えているものであり、50件ほどの裁判史料を蒐集してきた中でも債務完済に至る例は少なく一或は債務完済に至っても尚廃業に関して故障有りとする事例として一とても稀有な例と言える。そこで、まずはその公序良俗に反する如何を問わず「本件娼妓契約の件

質」についての考察を行いたい。本件契約である年期契約は、一定年限稼業を終了すれば債務完済と見做されるもので内務省警保局日く「抱入れた娼妓が所謂流行妓であつたならば抱主は利得をするが、否らざる場合に於ては損失を招くことがある」⁷⁹⁾ かなり不合理な契約形態である。その結果、前借金額がどの程度補填されるかは偏に娼妓の稼高如何にかかっていながら、契約は年期満了を以って完遂と認められるかなり特異な状態が発生する訳である。その上、本件では娼妓稼高が債務額を上回っている為、契約形態の持つねじれが顕在化する事となっており、非常に違法性が強く感じられるわけである。しかしながら、年期契約の場合には他の契約形態とは異なり債務完済では廃業の要件を満たすものでは無く、本件も中途廃業と判断される。

以上が本件を構成する情況なのであるが、その中でも際立つのが「年期契約」の持つ契約の不合理さである。本件ではそもそも娼妓廃業を拒む事の違法性が高いのであるが、根本的な問題としてこの様な状態の起こりうる契約が取り結ばれ、尚且つ年期契約の持つ欠陥が内務省警保局の知るところである点は特質すべきものである。

以上2つの事例を検討してきた。これらは何れも裁判史料であり、訴訟である以上は娼妓—雇主間に何らかの問題が発生している事例であるには違い無いが、その中でも娼妓稼業契約を通じて稼業現場の意識をくむ事が出来る。事例1は、訴訟に至るまでに示談の不履行や急な旅行など雇主側の不誠実な行動が目立ち勝ちではあるが、雇主が債務未済を理由に廃業届書に捺印する事を拒むものである点は重要である。特に本件では娼妓方が廃業後芸妓に復職し債務の弁済を為すとの提案をしているにも関わらず、娼妓稼業契約に債務弁済を為して廃業するべき条項のある事を理由に廃業を認めないとする主張からは「娼妓稼業と債務弁済法」との結びつきの強固さを見ることが出来る。

事例2で結ばれる契約は「年期契約」であり、これは他の契約形態と比べ債務弁済額が表面に現われにくく、且また契約満了の要件となるものが「年期」という一種時限性の契約である。本件の場合には娼妓稼高が債務を上回ってお

り、それでもなお罰則措置を取るとするのは明らかに違法な行為であると言わ ねばならない。しかし、その主張は契約内容から導かれたものであって、そも そも年期制の債務補填方法が一定年限稼業を為す事である以上廃業如何はやは り年期の満了を以って語られるべきものである。それ故にこの種の契約では年 期――定期間の稼業―と前借金の間に強い関連性が認められ両者は限りなく不 可分である。またこれは年期契約の形態がもつ不合理性に根を持つ問題であり、 この種の契約であれば普遍的に起こりうる情況であると言わねばならない。

娼妓廃業に関して一つの分岐となる時点は間違いなく1900年娼妓取締規則によって廃業時の連署捺印が不要となったものであろう。その為、本稿では娼妓取締規則以前・以降の事例を一例ずつ挙げたのであるが、事例1、2何れの場合も娼妓稼業—債務弁済法は明確な意図を持って繋がるものであって、これは1900年前後でも変化する事のないものと見る事が出来る。確かに連署・捺印が不要となる事によって直接的に廃業に介入する手段が失われて以降は「貸金を請求する事」が間接的に廃業阻止をする手段となり、直接的な手段でもって廃業を妨害する事は無くなった。しかし、その措置如何を問わず「娼妓稼業—債務弁済」という構図は稼業現場の意識として存在しており、その普遍性は比較的高いと言えるのではないだろうか。そしてこの意識は「娼妓稼業—消費貸借」を別個の問題とする政府主張に反するものであり、政府のとった「非人身売買」の方策は稼業現場には及んでいないと見るべきであろう。

総括―「非人身売買」を巡る情況とその位置―

本章では前章までの検討内容を踏まえ、近代公娼制度がどの様な構造を持ち、 その中では制度の理念がどの様に作用していたのかという点に言及し、結びに 変えたい。

そもそも、近代公娼制度の法規的な枠組みとしては、娼妓の「年齢・検診」 といった明確な基準と「自由意志」という一種特殊な基準が設けられており、 これらを満たす事により「公娼」という存在が選別される。ここで注目すべきは自由意志の基準は「娼妓を規定する」と同時に「違法行為の排除」をも図るものであり、「本意を枉げて娼妓となるが如きことなからしむる為、本人の意思を尊重」⁸⁰⁾する事により、就業時に個人の自由意志を持ち出し人身売買的要素の排除を試みている点である。これは1873年東京府令にも見られるものであり、近代公娼制度の初期段階から自由意志の介在による人身売買的要素の排除を確認する事が出来る。

また廃業に際しては、娼妓稼業契約と前借金とは別個の契約であると述べられており、前借金を為すことが当然とされる娼妓稼業にあっても、それらが別個の問題であるから廃業も個人の自由意志である―自由廃業を行える―という形での自由意志の保護が行われていた810。この様に、公娼という枠組みには「娼妓の自由意志」という観点から就廃業の自由という出入り口が設けられており、これによって公娼制度の人身売買的な側面の抑制が図られていたのである。

しかしながら実際の稼業現場に於いては、債務未済を理由に廃業を拒む条項が結ばれる事態も間々あった。例えば「債務完済までは廃業はならない」とする条項が入る事により、或いは「一定年限勤め上げる事を債務弁済方法とする年期契約」が結ばれる事により、娼妓が稼業に拘束される情況が継続していたのである。これらの状況は「娼妓稼業と債務弁済方法」を一体として捉える稼業現場一狭義には貸座敷業者(雇主)側一の意識を如実に表すものであり、国際連盟による調査で懸念された事態が稼業現場で展開されていたと言わざるを得ない。

こうした制度と稼業現場の不一致は「娼妓稼業―前借金」に対する意識により齎されたもので、稼業現場までをも含めた制度全体の構造はこの相違により 二層に分かれるものであると理解される。その一方は「娼妓稼業―前借金」を 個別の存在と捉え、一方は「娼妓稼業―前借金」を不可分のものとするもので あり、後者の意識は人身売買的要素の排除の要をも拒絶するものであると言え る。しかしながら、近代公娼制度の構造は必ずしも以上の二層のみで完結する ものではなく、その他の要素もそこには存在した。

確かに稼業現場に於いて「娼妓稼業―前借金」の分離は浸透してはいないが、法規による裁定を行う事によりその是正を行う働きは存在しており、その働きは本稿でとり上げた大審院で特に顕著であると言える。また或いは、政府は「金銭の消費貸借と娼妓稼業とは別個の問題ではあるものの事実上に於ては遺憾ながら必ずにも否らずとはいはざるを得ない」⁸²⁾との見解を示している事から、稼業現場の意識も認識していたと考えられる。更には稼業契約の中でも特にこの傾向が顕著な「年期制」に関して、その契約の不合理さを指摘しているところからも稼業現場で行われている契約の欠陥を認識していた事が窺われる。この様な是正の動き、或いは稼業現場に対する認識は明らかに二層の境界を跨いで始めて発生するものであり、これらにより制度―稼業現場の間にある種の緩衝地帯が存在していたと考えられるのである。

もちろん、各種裁判所に持ち込まれる事例はほんの一部であり、これが全ての事例に及ぶ訳ではないことも又事実ではあるが、それを以って近代公娼制度を現場と乖離したもの(単純な二層構造)であると捉えることはやや短絡的なように思われる。稼業現場までを含めた制度全体は、人身売買の排除という点で乖離しつつも両者を繋ぎ、人身売買的要素の排除を試みる動きをふくめた構造で把握すべきであり、この構造からは、近代公娼制度に於ける人身売買的要素の存在が意図的な放置からではなく、公権力が介入してもなお排除しがたいものであったと理解するべきなのではないだろうか。

註

- 1) 前近代との相違点としては藤野豊氏は以下の点を挙げている。
 - 「① 貸座敷業者が納める賦金は地方財政上に重要な位置を占めていた。
 - ② 娼妓は将兵への性欲処理の対処として連隊や軍港の所在地周辺に置かれ、近代軍制と不可分の関係にあった。
 - ③ 公娼は性病検診を義務付けられ、性病予防という衛生政策上から必要とみなされた。」

(「解説 国策としての買売春」(『買売春問題資料集成[戦前編]』第14巻 不二出版 2002)3-4頁。)また、藤目ゆき氏は「近代日本の公娼制度と廃娼運動」(『性の歴史学』不二出版 1999)に於いて近代公娼制度の特質を「強制性病検診制度」と「国家が人身売買否定の名目の下娼妓の自由意志による「賎業」を貧困のため許容する」という2点に求めており、管見の限りでは現在までに明確な統一的見解は出されていない。

2) 藤目ゆき氏は、前掲「近代日本の公娼制度と廃娼運動」に於いて群馬県では廃娼後も売春営業に対する徴税・強制性病検診を実施しており「酌婦」「乙種料理屋」との名目により売春の管理が行われていたと指摘し、公娼を廃した後もその「実質は公権力による売春統制は継続していた」(前掲「近代日本の公娼制度と廃娼運動」102頁)事を明らかにしている。また、群馬県廃娼運動の限界を理解しつつも、それを純粋な人道主義であると評価した先行諸研究に対して、そもそもの限界には廃娼運動が富裕層の立場に立ったものであったという階級的な制約の影があったとの批判を寄せている。

また、地方の公娼導入過程は制度の初期段階に於いては公娼制度の導入自体が地 方に任されていた事から重要な研究対象となっている。

- 3) 比較的近年の研究としては大日方純夫「売娼問題と警察力」(『日本近代国家の成立と警察』校倉書房 1992)、小野沢あかね「「国際的婦女買売」論争(一九三一年)の衝撃」(『国際関係学研究』24 津田塾大学 1997)、早川紀代「近代公娼制度の成立過程」(『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店 1998)などがみられる。但し、大日方氏の研究は「娼妓解放令」の成立過程を考察するものであり、人身売買的側面を直接扱うものではないが娼妓解放令が人身売買に関する法令であるため、ここに挙げた。
- 4) 法律学からの研究としては我妻栄氏、川島武宜氏らの手による判例の分析が見られる。民法90条の内容及び、それに抵触する可能性のある事態については註で後述する。
- 5) この他にも国家の許可を得ない私娼に対する罰則を担当した「売淫罰則」、広範囲に亘るものであると私娼取締の規範となる「刑法」や後に言及する「民法90条」などの法規が存在するが、ここでは直接的に近代公娼制度を構成する法規のみに絞った。
- 6) 市川房枝編『日本婦人問題資料集成 第1巻 人権』ドメス出版 1978、260頁より 引用。娼妓取締規則第14条。
- 7) 同前 200頁より引用。娼妓規則第1条。
- 8) 同前 259頁より引用。娼妓取締規則第3条。
- 9) 同前 259頁より引用。娼妓取締規則第6条。
- 10) 同前 259頁より引用。娼妓取締規則第5条。
- 11) 同前 200頁より引用。括弧書きについては引用者による。以下同様。

- 12) 同前 258頁より引用。
- 13) 同前 200頁より引用。
- 14) 同前 259頁より引用。
- 15) 同前 259頁より引用。
- 16) 内閣官報局『法令全書』号外 1896年5月7日 20頁。
- 17) 民法90条に関しては我妻栄「判例より見たる『公の秩序善良の風俗』」(『法学協会雑誌 41巻上』第5号 1923)では
 - 一、人倫に反するもの一妾・私通・姦通、内縁関係 など
 - 二、人身の自由を極度に制限するもの—芸娼妓契約、芸妓就業の為の養子縁組、第 三者に直接義務を負担させる事 など
 - 三、営業の自由の制限―同業者間の規約 など
 - 四、家の制度に関する行為一身分上の行為と財産的対価 など
 - 五、他人の無思慮急迫に乗じて不当な利益を得る事
 - 六、射幸性
 - 七、国民経済上の障害となるもの―処分することを禁止して所有権を譲渡する な ど (比較的少数例)
 - 八、道義観念に反するもの―債務者を唆し、債務の履行を行わないよう約束させる 契約 など

が公序良俗に反する行為の可能性がある事項として挙げられ、必ずしも「娼妓契約」のみを指すものではなく、その効果は広範囲に亘る。

- 18) 本文中では取り扱ってはいないが、娼妓取締規則についても第7条第2項(娼妓の外出制限)が1933年に削除されるといった変化がみられる。
- 19) 市川房枝編前掲書 195頁より引用。
- 20)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買(トレード・デ・ブランシュ)禁止ニ関スル国際条約」の締結にあたっては、1902年7月15—25日まで行われた会合に於いて提案が可決され、1910年4月18日—5月4日までの会合に於いて条項の協定が為された。条約加盟国は、ドイツ(一部保留)、オーストリア及びハンガリー、ベルギー、ブラジル(一部保留)、デンマーク、スペイン、フランス、大ブリテン、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン。尚、締結国名は「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約及最終議決書」外務省 1910、5(『買売春問題資料集成[戦前編]』第15巻 不二出版 2002)に従い、国名の漢字表記については適宜カタカナに改めた。

又、1904年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際条約」がフランス他11ヶ国の間で取り結ばれている。

21)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約及最終議決書」外務省 1910、5 (『買売春問題資料集成 [戦前編]』第15巻 不二出版 2002) 1 頁。 尚、引用文中の未成年については、最終議決書(ご頃に於いて「犯罪ノ禁止二付テ

- ハ「未成年ノ婦女、成年ノ婦女」ナル語ハ満二十歳未満又ハ以上ノ婦女ヲ指ス」 (「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約〈抜粋〉」市川房枝編前掲 書 370頁)と定義されている。
- 22)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約及最終議決書」外務省 1910、5 (前掲『買売春問題資料集成 [戦前編]』第15巻 不二出版 2002) 1 頁。
- 23)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約及最終議決書」外務省 1910、5 (同前) 1 頁。醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約第3 条。引用文中括弧書きは引用者による。
- 24) 1921年6月30日—7月5日までスイス・ジュネーブで開催された第2回国際連盟総会に於いて条約の締結を決定。1921年9月30日—翌年3月31日までにアルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ブラジル、イギリス帝国(カナダ、オーストラリア連邦、南アフリカ連邦、ニュージーランド、インド含む)、チリ、支那、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エストニア、ギリシア、ハンガリー、イタリア、日本、ラトヴィア、リスアニア、ノルウェー、オランダ、ペルシア、ポーランド(ダンチッヒ含む)、ポルトガル、ルーマニア、シャム、スウェーデン、スイス、チェコ・スロヴァキアが署名。1910年の条約では「満二十歳未満」とされた未成年の基準は、婦人及児童売買禁止ニ関スル国際条約第5条によって「満二十一歳」に改められる。
 - 尚、署名国については「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約〈抜粋〉」1925 (市川房枝編前掲書)に従い漢字表記は適宜カタカナに直し、カタカナの表記については極力そのままの形で引用した。又、旧国名についてもそのままで記した。
- 25) 国際連盟調査の言う「好成績」が何を指すものかについては不明瞭であるが、調査の前段階として実地調査対象地域の研究を行い、西ヨーロッパ―中央・南アメリカにかけて婦女売買の行路がある事を指摘している点から事前調査に関連して何らかの成果が認められた事が推察される。又、1928年時点で承諾されていた調査が1931年まで行われなかった背景には調査費の問題があり、1930年アメリカ・ロックフェラー財団の社会衛生協会からの献金を得た事により東洋への調査が具体化してゆくことになる。
- 26)「国際連盟婦女売買調査委員来る」国際連盟事務局東京支局 1931 (『買売春問題資料集成 [戦前編]』第20巻 不二出版 2003) 207頁。
- 27) 同前 207頁。
- 28) 内務省警保局「公娼に関する調査』1931(『買売春問題資料集成 [戦前編]』第20巻 不二出版 2003) 177頁。
- 29) 同前 177頁。
- 30) 同前 179頁。
- 31) 同前 179頁。
- 32) 同前 180頁。

- 33) 娼妓・芸妓・酌婦等の紹介業者については、
 - 「1、許可を受けた手数料の外名義の何たるを問はず財物其の他の利益を収受しない こと
 - 2、法定代理人、後見人、父母等の如き監督者の承諾を得てゐない婦女を紹介しないこと
 - 3、紹介に際し当事者の性行、技能、健康状態、家庭の情況、報酬其の他契約上必要な事項につき、事実を虚構し又は隠蔽せざること
 - 4、当事者の意思に反する紹介をしないこと
 - 5、既に稼業中の者を濫りに勧誘して他に紹介しないこと
 - 6、紹介の勧誘をしないこと
 - 7、紹介業者に対し財物の給与又は貸付等を為し、或は其の委託を受け財物の保管 質入等をしないこと |

(内務省警保局「公娼に関する調査」1931 (前掲) 182頁。下線は引用者による。)を 遵守することが求められ、これらの事項及び所定の法規に違反した場合は刑罰や営 業禁止・停止の措置がとられた。

- 34)「東洋ニ於ケル婦人児童買売実地調査委員」1931 (同前) 325頁。括弧書きは引用者 による。
- 35) 同前に詳しい。これら国連調査団と日本政府との応酬については、小野沢あかね氏が前掲「「国際的婦女買売」論争(一九三一年)の衝撃」で検討されており、調査 過程で政府の主張が如何に破綻していったかについて言及されている。
- 36) 前掲「東洋への婦人児童買売拡張実地調査―日本に関する報告―」1931 126―127 頁。括弧書きは引用者による。
- 37)「ある場合には、欺かれたと訴へて来る楼主がある場合は大抵、警察官では雇主を呼び出して廃業申請者及び時にはその両親又は親類と協議せしめるのが適当なりとしてゐる。醜業婦が主として貧困の両親又は親類のため財産援助を得る目的でこの生活に入つたのであった場合、斯の如き協議中彼女の娘としての愛着に訴へると、結局は借金返済について何等かの約束をして再び妓楼に帰るに至ることが屡、であるといはれてゐる。」(国際連盟事務局東京支局「国際連盟東洋婦人児童買売調査委員会報告書 概要」 1933(『買売春問題資料集成 [戦前編]』第21巻 不二出版2003) 195頁。)との記述があり、1932年報告書からの変化は殆ど認められない。これに対し政府は再び意見書を出し、該当事実は「最近数十年間全然其ノ跡ヲ絶チタル」(「東洋ニ於ケル婦人児童買売調査委員会ノ調査報告書ニ対スル意見」1934(同前) 289頁。)との反論を行っている。
- 38) 前掲「国際連盟東洋婦人児童買売調査委員会報告書 概要」 1933 192頁。引用中 「公認妓楼」の語句には日本の近代公娼制度も含まれると考えられる。
- 39) 政府の「非人身売買」主張に於いて個人の自由意志が発揮される場面は「娼妓就業時」と「娼妓廃業時」となるのであるが、この内就業時の自由意志については個人

の持つ背景―貧困等の環境的な強制力―をどこまで勘案するかが難しく、純粋な自由意志かどうかは厳密に判定し難い。そこで、以下特に廃業時を中心に論を進める。

40) 娼妓廃業に関する大審院の判断については我妻栄氏が幾つか取り上げている。特に「娼妓契約の効力―娼妓と通謀して之を逃走せしめたる者の業務妨害罪」(『法学協会雑誌』47巻 第10号 1929) に於いては娼妓芸妓契約の効力に関する裁判所判断を三段階に区分し、その変遷を捉えている。初期段階では芸娼妓契約に関して全部無効の判断を下し、明治34 (1901) 年頃からは有効、同37 (1904) 年頃からは再び無効と為し、現在(我妻氏の執筆当時) は身体拘束に関してのみ無効とするか、全部無効と為すかの問題が残るのみであると分析する。

但し民法90条に関連して展開されるこれは、娼妓芸妓の区別が行われていない点に注意せねばならない。元来民法90条の対象となる事項は娼妓に限られたものではなく、法学的研究に於いてはこの傾向が投影されている。

- 41) 『大審院民事判決録』第6輯2巻 1900 83頁。引用文中の傍点については省いた。
- 42) 『大審院民事判決録 (縮刷版) 第1巻』日本法規出版 1996 461頁。引用文中の括 弧部分は引用者による。傍点については省いた。
- 43) 『法律新報』 第157号 1928年9月5日 11頁。引用文中の傍点については省いた。
- 44) 『大審院民事判決録』第6輯2巻 1900 83頁。引用文中の傍点については省いた。
- 45) 『大審院刑事判例集』 7巻 1928 91頁。
- 46) 『法律新聞』第1076号 1916年2月10日 20頁。
- 47) 判例3、5の該当部分については次の通り。

判例3「既ニ公認セラレ居ルヲ以テ苟クモ法規ニ定メタル場所及ヒ条件ニ従ヒ営業スルハ法律上他ノ職業ニ従事スル収益ヲ以テ其債務ノ弁済ニ供スルヘキコトヲ約スルモ毫モ公ノ秩序若クハ善良ナル風俗ニ反スル所ナシ」(『大審院民事判決録』第8輯上 1902 21頁。)

判例5「娼妓稼業ハ公認セラレ居ルヲ以テ娼妓カ貸座敷業者ヨリ金銭ヲ借受クルニ当リ其ノ債務ノ弁済方法トシテー定ノ期間債権者経営ノ貸座敷ニ於テ娼妓稼業ヲ為シ其ノ収益ヲ以テ弁済ニ供スルコトヲ約スルモ公序良俗ニ反スルモノト云フヲ得サルニヨリ其ノ契約ハ有効ナレハ(明治三十四年(オ)第三百九十八号同三十五年二月六日当院第一民事部判決参照)」(『大審院刑事判例集』7巻1928 91頁。)

- 48) 『法律新聞 第1076号』 法律新聞社 1916年 2 月10日 20頁。
- 49) 前掲 内務省警保局「公娼に関する調査」1931 179頁。
- 50) 下級審では娼妓廃業に関する訴訟に於いて、消費貸借のため娼妓を拘束する事を違法としない事例も幾らか見られるが、大審院判決では概ね身体拘束を目的とする契約は無効の判断を下していた。
- 51) 前掲 内務省警保局「公娼に関する調査 | 1931 179頁。
- 52) 調査内容は、内務省警保局編「公娼と私娼」1931(『買売春問題資料集成 [戦前編]』 第20巻 不二出版 2003)に纏められている。これは1930(昭和5)年6月に庁府

県に問い合わせを行い、提出された資料を編纂したもの。調査書には「一九三一年二月」の記載がある。この調査が1931年国連調査を目前に行われたものであり、国連調査団に提出された資料(内務省警保局「公娼に関する調査)昭和6年4月)に内容・語句に似通った部分が見られる事から、国連の調査を意識して作成されたものと推察される。

- 53) 前掲 内務省警保局編「公娼と私娼」1931 27頁。
- 54) 同前 27頁。
- 55) 同前 27頁。
- 56) 同前 27頁。なお、同史料に拠れば抱主―娼妓の分配の割合としては「五―五」 「五・五―四・五」「六―四」「四―六」のものが多いようである。
- 57) 同前 28頁。
- 58) 同前 28頁。なお、芸妓に関しても「自賄(自前)」というものは存在し、地方によっては「前借金を為さず独立営業を為すもの」を指すがこれと娼妓稼業契約とは全く別個のものである旨、同史料に記載されている。
- 59) 同前 29頁。
- 60)「娼妓取締規則」1900(前掲 市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第1巻 人権) 259頁。娼妓取締規則第5条。
- 61) 内務大臣侯爵西郷従道「娼妓取締規則施行方につき訓令」(訓第940号) 1900 (前掲 『買売春問題資料集成「戦前編]』第14巻) 327頁。
- 62) 倉橋正直氏は此の1900年『娼妓取締規則』による連署の排除を手がかりとして近代 公娼制度を前期(1872—1900)・後期(1900—1957)に分類している。これは連署捺 印が娼妓の自由廃業を妨害するものであるとして前期、連署捺印の必要が無くなっ て尚前借金により娼妓廃業が妨げられたとする後期の二段階を認識するものであり、 氏はこの搾取の様相を基に近代公娼制度は「公権力によって公認された売春」と 「封建的要素が現存する売春のしくみ」が組み合わされたものであると述べている。 (倉橋正直「近代日本の公娼制度」『歴史評論』540号 1995)
- 63)「娼妓廃業届書面ニ捺印方請求ノ訴訟」国際日本文化研究センター所蔵民事判決原本データベース(簿冊番号30100018簿冊内番号0095事件番号1890年第00047号)史料中、原告・被告・関係者については個人名を伏せた。以下同様。
- 64) 同前
- 65) 事例1とは別に示談の履行を巡って訴訟が行われており、そちらではこの経緯は次の様に述べられている。事件の経緯を追う上で必要となるものであり言渡書全文を掲載したい。尚、関係者伏字については事例1と同じ文字(甲乙丙)をあて、住所については伏せた。

院長(印)

陪席裁判官(印)(印)

裁判長兼専理裁判官(印) 書記(印)

明治二十三年民第八十七号

裁判言渡書

控訴人愛知県(中略)平民席貸茶屋業

[乙]

代人同県(中略)平民代言人

[

被控訴人愛知県(中略)平民娼妓営業

- 甲

同□同県(中略)平民仕立職

[甲母]

代人同県 (中略) 寄留氏族代言人

[]

右 [甲] 外一名ヨリ [乙] ニ係ル娼妓廃業届書ニ捺印方請求ノ一件名古屋 始審裁判所ノ予審裁判ニ服セス [乙] ヨリ控訴及ヒタルニ依リ之ヲ審理シ双方 代人ノ陳述ヲ聴クニ

控訴代人陳述ノ要旨ハ被控訴人カ明治二十二年十一月本訴請求ノ勧解ヲ出願シタルカ為メ双方ノ知レル中川某カ仲裁ニ立入示談ヲナス為メ明治二十三年一月八日和解ヲナシ専ラ示談ニ取掛リタル処明治十八年以来ノ貸金一千二百円余ニ及ヒ返金ノ方法ニ於テ纏リ難キ事情ヨリ遷延ヲナス内被控訴人カ再ヒ勧解ヲ出願シタルモ控訴人ノ不在ヲ知リナカラ之ヲ為シタルコトハ丙第壱号証ノ如クナリ殊ニ人ノ身分ニ関スル案件ノ如キハ再三再四勧解ニ於テ落看セシムルハ抑モ勧解ノ真面目ナルヘキニ控訴人ハ不在ナレハ社再度ノ勧解廷ニ出廷セシコトナキハ即チ勧解ヲ経由セサル法理ニ背反セシ不法ノ詞訟ナルヲ以テ控訴人ハ之レニ対シ答弁スヘキ責任ナク故ニ不当ナル原裁判ヲ取消シ該訴ハ棄却セラレ度ト云フニ在リ

被控訴代人答弁ノ要旨ハ明治十八年二月以来被控訴人 [甲] ハ控訴人宅ニ於テ芸妓ヲ営業シ同年七月娼妓ニ転業セシ処数年間ノ就業身体ニ疲労ヲ加ヘ此末之ヲ継続センニハ身体ヲ保全スルコト覚東ナキヲ以テ控訴人ニ対シ全ク廃業スルカ或ハ芸妓ニ復業センコトノ示談ニ及ヒタリシモ承諾シ呉レサルニ依リ明治二十二年十一月勧解ヲ出願シタル処控訴人ハ仲裁人ヲ差入テ被控訴人請求ノ如ク示談ニ及フヘキ旨ニテ該勧解ノ願下ヲ為サシムルヤ突然事実ニモアラサル旅行届ヲナシ其身ハ別荘ニ潜匿シテ示談ノ履行ニ及ハス故ニ再ヒ控訴人カ留守引受人ナル [丙] ニ係リ勧解出願セシ後控訴本人ハ事実旅行セス在宅セシヲ見認メタルヲ以テ丙第一号証ノ如ク控訴人ヲ勧解被願人ニ訂正シ屡々控訴人ヲ拓喚セラル、モ出廷セサルカ為メ該勧解ハ不調セラレタル末出訴シタルモノナレハ固ヨリ勧解ヲ経由シタル詞訟ナルコト明白ナリ因テ控訴人ヲシテ速ニ本案ノ答弁ヲ為サシムル様裁判アランコトヲ求ムト云フニ在リ

仍テ証拠ヲ審閲シ説明スル左ノ如シ

本件ハ被控訴人カ両回勧解ヲ出願シタル事実ニ付本訴ヲ為シ得ヘキヤ否ヲ定ムルニ 在り被控訴人力本件起訴ヲナサントスルニ付当初明治二十二年十一月二十七日控訴 人ニ係リ勧解ヲ出願シ控訴人ハ仲裁人ヲ立入ラシメ名ヲ示談ニ記シ勧解ノ願下ヲ為 サシメ而シテ之レカ示談ヲ為スニアラスシテ直ニ旅行届書ヲ其筋ニ差出シ被控訴人 ヲシテ自己ノ所在ヲ知ラシメサリシヨリ被控訴人ハ更ニ控訴人カ留守引受人ナル 「 丙] ニ係リ勧解出願シ被控訴人力控訴人等貸座敷営業上ノ権義ハ其留守引受 人二代理セシムへキ事実ナリトノ申立ニ対シ控訴人カ異議ナカリシハ取リモ直サス 其留守引受人カ為シタル行為ハ本人カナシタルト同一ノ看ヲナス可ク仮リニ後ノ勧 解出願ハ控訴人ニ対シ効ナカリシモノトスルモ曩キニ控訴人ハ被控訴人カ勧解出願 ニ対シ数回出廷シ当該官ノ説諭ヲ受ケタル末示談スヘキ旨ノ済口願ヲ為シナカラ名 ヲ旅行ニ記シテ其示談ノ局ヲ結ヒタルニアラサレハ被控訴人カ再ヒ勧解ヲ経由スル ニアラスシテ本訴ニ及ヒタレハトテ決シテクレカ法律ニ背反シタル無効ノ詞訟ナリ ト云フへカラス元来勧解ナルモノハ出訴ニ及ハサルノ前成ルヘク之ヲ経由スヘシト ノ旨趣ナルモ之ヲ経由セサレハトテ訴訟ノ成立タサルノ理由ナシ今控訴人ハ明治十 六年十一月茨城県ニ対スル司法省ノ指令ヲ援引シテ申立ル旨アルモ右ハ官庁ニ対ス ル訴訟及ヒ商事中急速ヲ要スル件ハ明治九年司法省甲第十七号論達ノ外ナル旨ノ指 令ニ外ナラス該甲第十七号論達ノ旨趣ハ囊キニ経由シタル勧解ヲ示談願下ケヲ為シ 其示談カ成就セサルノ時ニ於テ更ニ復タ勧解ヲ経由セサレハ出訴シ得ヘカラストノ 禁令ナルニハアラサルナリ

右ノ理由ナルニ依リ判決スル左ノ如シ

名古屋始審裁判所カ明治二十三年四月三十日言渡シタル裁判ハ相当ナルヲ以テ之ヲ 認可ス

但シ予審ニ係ル訴訟入費ハ始審終審共控訴人ニ於テ弁償スへシ 明治二十三年七月十日名古屋控訴院公廷ニ於テ終審ノ裁判ヲ言渡スモノ也 名古屋控訴院

民事局長心得

控訴院評定官 中田憲信 控訴院評定官 由布武三郎

控訴院評定官代理

始審裁判所判事 百地宅憲 裁判所書記 奥村亮

「娼妓廃業届書面ニ捺印方請求ノー件 控訴」国際日本文化研究センター所蔵民事 判決原本データベース(簿冊番号30000021簿冊内番号0023事件番号1890年民第 00087号)元来原告 [甲] は芸妓稼業を行っており、娼妓廃業時についても「娼 妓廃業」か「芸妓復業」かの何れかを求めている。又、事例一に至る経緯について は他に「娼妓廃業届書面ニ捺印方請求之訴訟」国際日本文化研究センター所蔵民事 判決原本データベース(簿冊番号30100018簿冊内番号0096)を参考とし、特に詳細 な日付についてはこちらの裁判言渡書から引用した。

- 66) 前掲「娼妓廃業届書面ニ捺印方請求ノー件 控訴」。括弧書きについては引用者に よる。
- 67) 前掲「娼妓廃業届書面ニ捺印方請求ノ訴訟」
- 68) 同前。
- 69) 同前。なお、廃業を不当とする根拠として甲第一号証が愛知病院診断書であり、これが乙第二号証第六条に反するものである点も挙げられている。第六条条文についての言及が無いので明確な理由は分からないが、名古屋病院の診断書であることが違反理由であるのならば、診療した病院施設が指定から外れている可能性が考えられる。
- 70) 同前。
- 71) 同前。
- 72) 『法律新聞』 第2884号 1928年 9 月30日 5 頁。
- 73) 同前 6頁。
- 74) 同前 6頁。
- 75) 同前 5頁。
- 76) 契約書と異なる契約内容(年期契約)を大審院が実際の内容として採用した背景には「大正十五年六月一日以前には被控訴代理人の主張の如く鶴岡市の遊廓に於ては一般同代理人主張の如き趣旨の年期契約行はれ被控訴人と控訴人をすみとの契約も亦一般の慣例に依り同趣旨の年期契約を取結びたるものと認定するを相当とす」(同前 6頁。)との判断(上告理由に述べられているので山形地方裁判所判決が出典か)が窺える。
- 77) 同前 6頁。
- 78) 同前 6頁。
- 79) 前掲 内務省警保局編「公娼と私娼」1931 27頁。
- 80) 前掲 内務省警保局「公娼に関する調査 | 1931 177頁。
- 81) 廃娼団体などでは「今日前借金をせずして娼妓となつて居る人は、恐らくあるまい。 (中略) さう云ふ制度の下に、公娼制度があるのは、奴隷制度を生み出すことになる のである。」(安部磯雄「奴隷制度は国辱なり」(『廓清』第19巻第3号 龍渓社 1980初出は1929年)1頁。)と認識されていたが、娼妓稼業が前借金を前提とするも のである事を政府(1931年政府回答)も認識しており、稼業と消費貸借を別個とし、 債務によって娼妓が縛られる事を防ぐ方策は正にこれに対するものであったと言え る。
- 82) 前掲 内務省警保局編「公娼と私娼」1931 68頁。

なお、引用文中の旧字・異体字・合字等は原則として現在のものに直した。

(真杉 侑里、立命館大学大学院博士課程前期)